

平成 30 年 第 4 回 東浦町議会定例会議案

平成 30 年 12 月 4 日 提出

## 目 次

同意第3号 副町長の選任について	1
同意第4号 人権擁護委員の推薦について	2
同意第5号 人権擁護委員の推薦について	3
議案第37号 東浦町空家等対策協議会条例の制定について	4
議案第38号 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	6
議案第39号 東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について	8
議案第40号 東浦町ふれあい広場条例の一部改正について	10
議案第41号 東浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	11
議案第42号 平成30年度東浦町一般会計補正予算（第4号）	別添
議案第43号 平成30年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第44号 平成30年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第45号 平成30年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第46号 平成30年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第47号 平成30年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）	別添
議案第48号 第6次東浦町総合計画基本構想の策定及び第5次東浦町総合計画基本構想の廃止について	別添
議案第49号 指定管理者の指定について（東浦町福祉センター）	23
議案第50号 町道路線の認定について	24

同意第3号

副町長の選任について

次の者を平成31年1月1日から副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成30年12月4日提出

東浦町長 神谷明彦

篠田茂久

東浦町大字森岡 昭和38年生

提案理由

副町長として選任するため提案するものである。

同意第4号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成30年12月4日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

小林久枝

東浦町大字藤江 昭和27年生

提案理由

人権擁護委員小林久枝の任期が、平成31年3月31日をもって満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第5号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成30年12月4日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

小 杉 啓 子

東浦町大字森岡 昭和24年生

提案理由

人権擁護委員小杉啓子の任期が、平成31年3月31日をもって満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

議案第 37 号

東浦町空家等対策協議会条例の制定について

東浦町空家等対策協議会条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町空家等対策協議会条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、東浦町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等に関する対策についての計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (2) 公募により選考された者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(秘密保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から景観審議会委員の項まで 略		教育委員会委員の項から景観審議会委員の項まで 略	
旅館建築審査会委員	日額 10,000 円	旅館建築審査会委員	日額 10,000 円
空家等対策協議会委員	日額 10,000 円	土地区画整理審議会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略	土地区画整理審議会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略
備考 略		備考 略	

#### 提案理由

東浦町空家等対策協議会を設置するため提案するものである。

議案第 38 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>580,000 円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>580,000 円</u> とする。	2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>540,000 円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>540,000 円</u> とする。
3 及び 4 略 (国民健康保険税の減額)	3 及び 4 略 (国民健康保険税の減額)
第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>580,000 円</u> を超える場合には、 <u>580,000 円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000 円</u> を超える場合には、 <u>190,000 円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>160,000 円</u> を超える場合には、 <u>160,000 円</u> ）	第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>540,000 円</u> を超える場合には、 <u>540,000 円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000 円</u> を超える場合には、 <u>190,000 円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>160,000 円</u> を超える場合には、 <u>160,000 円</u> ）

160,000円) の合算額とする。 (1) から (3) まで 略	160,000円) の合算額とする。 (1) から (3) まで 略
---------------------------------------	---------------------------------------

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 39 号

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和 53 年東浦町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者)	(受給資格者)
第2条 略	第2条 略
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から <u>10月</u> までの間にあっては、前々年とする。）の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から <u>10月</u> までの間にあっては前々年）の 12 月 31 日において生計を維持していた扶養親族等でない 18 歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた 20 歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童 (2) から (6) まで 略	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から <u>7月</u> までの間にあっては、前々年とする。）の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から <u>7月</u> までの間にあっては前々年）の 12 月 31 日において生計を維持していた扶養親族等でない 18 歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた 20 歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童 (2) から (6) まで 略

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の医療費の支給に係る受給資格については、なお従前の例による。

### 提案理由

児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 40 号

東浦町ふれあい広場条例の一部改正について

東浦町ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町ふれあい広場条例の一部を改正する条例

東浦町ふれあい広場条例（平成 21 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
臨江寺ふれあい広場の項からとち池ふ れあい広場の項まで 略		臨江寺ふれあい広場の項からとち池ふ れあい広場の項まで 略	
肥後原ふれあい広 場	東浦町大字緒川字 肥後原 1 番地の 184	肥後原ふれあい広 場	東浦町大字緒川字 肥後原 1 番地の 184
組田ふれあい広場	東浦町大字緒川字 組田 8 番地の 6	石浜ふれあい広場の項から藤江前田ふ れあい広場の項まで 略	石浜ふれあい広場の項から藤江前田ふ れあい広場の項まで 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組田ふれあい広場を設置するため提案するものである。

議案第 41 号

東浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

東浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の題名及び条を改正後の欄の題名及び条に改める。

改正後	改正前
<p>東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (設置)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。 (法の全部適用)</p> <p>第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。） 第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。 (経営の基本)</p> <p>第 3 条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 東浦町の区域内</p> <p>(2) 給水人口 55,000 人</p> <p>(3) 1 日最大給水量 22,100 立方メートル</p> <p>3 下水道事業の処理区域、処理人口及び</p>	<p>東浦町水道事業の設置等に関する条例 (水道事業の設置)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、東浦町の区域内とする。</p> <p>3 給水人口は、55,000 人とする。</p> <p>4 1 日最大給水量は、22,100 立方メートルとする。</p>

<p><u>1日最大汚水量は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により策定した事業計画に定めるとおりとする。</u></p> <p>（組織）</p> <p><u>第 4 条 法第 7 条ただし書及び令第 8 条の 2 の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p>	
<p>2 法第 14 条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長及び下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>町長</u>」という。）の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><u>第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</u></p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p>	<p><u>（組織）</u></p> <p><u>第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、<u>水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2 法第 14 条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者の権限を行う長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><u>第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が 700 万円以上の不動産又は、動産の買入又は譲渡（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</u></p>
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p><u>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。</u></p> <p>（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p><u>第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。</u></p> <p>（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）</p>

**第7条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が、100万円以上のものとする。**

(業務状況説明書類の提出)

**第8条 町長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から、9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、地方公共団体の長である町長に提出しなければならない。**

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事業を記載とともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、町長はできるだけ速やかに、これを提出しなければならない。

**第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は、その目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が、100万円以上のものとする。**

(業務状況説明書類の提出)

**第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から、9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、町長に提出しなければならない。**

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事業を記載とともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者はできるだけ速やかに、これを提出しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(東浦町下水道事業特別会計条例の廃止)

- 2 東浦町下水道事業特別会計条例（昭和 61 年東浦町条例第 7 号）は、廃止する。  
(東浦町職員定数条例の一部改正)
- 3 東浦町職員定数条例(昭和 41 年東浦町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。  
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、<u>議会、町長、水道事業、下水道事業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務部局</u>に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>363 人</u></p> <p>(2) <u>水道事業及び下水道事業</u>の事務部局の職員 <u>21 人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 教育委員会の<u>事務部局</u>の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>37 人</u></p> <p>(5) から (7) まで 略</p> <p>総計（兼任職員を除く。） <u>429 人</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、<u>町長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局</u>に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>372 人</u></p> <p>(2) <u>水道事業</u>の事務部局の職員 <u>12 人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 教育委員会の<u>事務局</u>の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>37 人</u></p> <p>(5) から (7) まで 略</p> <p>総計（兼任職員を除く。） <u>429 人</u></p>

2及び3 略

2及び3 略

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年東浦町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(管理職手当)	(管理職手当)
第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき <u>町長</u> が指定するものについて支給する。	第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき <u>管理者</u> が指定するものについて支給する。
(扶養手当)	(扶養手当)
第5条 略	第5条 略
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1) から (4) まで 略	(1) から (4) まで 略
(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で <u>町長</u> が定めるもの	(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で <u>管理者</u> が定めるもの
(住居手当)	(住居手当)
第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
(1) 自ら居住する住宅（賃料を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（ <u>町長</u> が指定する者を除く。）	(1) 自ら居住する住宅（賃料を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（ <u>管理者</u> が指定する者を除く。）
(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（ <u>町長</u> が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして <u>町長</u> が定めるもの	(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（ <u>管理者</u> が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして <u>管理者</u> が定めるもの
(通勤手当)	(通勤手当)

<p>第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で、<u>町長</u>が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第7条の2 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の<u>町長</u>が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが<u>町長</u>が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、<u>町長</u>が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして<u>町長</u>が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>町長</u>は、当該退職を</p>	<p>第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で、<u>管理者</u>が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第7条の2 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の<u>管理者</u>が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが<u>管理者</u>が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、<u>管理者</u>が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして<u>管理者</u>が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>管理者</u>は、当該退職</p>
--	---

<p>した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第 11 条の規定に該当し退職させられるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、<u>町長</u>が定める手続を経て、当該退職手当が支払われる前にあってはその支給を制限し、当該退職手当が支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 及び 5 略 (給与の減額)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他<u>町長</u>が指定する者で負傷、疾病又は老齢により<u>町長</u>が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間ににつき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第 18 条 職員が休職にされたときは、<u>町</u></p>	<p>をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第 11 条の規定に該当し退職させられるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、<u>管理者</u>が定める手続を経て、当該退職手当が支払われる前にあってはその支給を制限し、当該退職手当が支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 及び 5 略 (給与の減額)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他<u>管理者</u>が指定する者で負傷、疾病又は老齢により<u>管理者</u>が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間ににつき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第 18 条 職員が休職にされたときは、<u>管</u></p>
---	---

<p><u>長</u>が定めるところにより、給与を支給することができる。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第 18 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号) 第 2 条第 1 項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、<u>町長</u>が定める期間内に勤務した期間のある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。</p>	<p><u>理者</u>が定めるところにより、給与を支給することができる。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第 18 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号) 第 2 条第 1 項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、<u>管理者</u>が定める期間内に勤務した期間のある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。</p>
---	---

(東浦町部制条例の一部改正)

5 東浦町部制条例(昭和 56 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 建設部 アからオまで 略</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 建設部 アからオまで 略 力 下水道に關すること。</p>

(知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

6 知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 61 年東浦町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

(東浦町下水道条例の一部改正)

7 東浦町下水道条例(昭和 63 年東浦町条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第 3 条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうと</p>	<p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第 3 条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうと</p>

<p>するときは、次に定めるところによらなければならぬ。</p>	<p>するときは、次に定めるところによらなければならぬ。</p>
<p>(1) 略            (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>町長が定めるところによること。</u></p>	<p>(1) 略            (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規則の定めるところによること。</u></p>
<p>(3) 及び (4) 略            (排水設備等の工事の実施)</p>	<p>(3) 及び (4) 略            (排水設備等の工事の実施)</p>
<p>第7条 排水設備等の新設等工事(除害施設及び<u>町長が定める軽微な工事を除く。)</u>は、排水設備等の工事に関し町長が指定する業者(以下「排水設備指定工事店」という。)でなければ施行することができない。</p>	<p>第7条 排水設備等の新設等工事(除害施設及び<u>規則で定める軽微な工事を除く。)</u>は、排水設備等の工事に関し町長が指定する業者(以下「排水設備指定工事店」という。)でなければ施行することができない。</p>
<p>2 略            (排水施設の構造の技術上の基準)</p>	<p>2 略            (排水施設の構造の技術上の基準)</p>
<p>第19条 排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第19条 排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) から (4) まで 略            (5) 地震によって下水の排除及び処理に            支障が生じないよう地盤の改良、可撓            継手の設置その他の<u>町長が定める措</u>            置が講ぜられていること。</p>	<p>(1) から (4) まで 略            (5) 地震によって下水の排除及び処理に            支障が生じないよう地盤の改良、可撓            継手の設置その他の<u>規則で定める措</u>            置が講ぜられていること。</p>
<p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積            は、<u>町長が定める数値を下回らないも</u>            のとし、かつ、計画下水量に応じ、排            除すべき下水を支障なく流下させ            ができるものとすること。</p>	<p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積            は、<u>規則で定める数値を下回らないも</u>            のとし、かつ、計画下水量に応じ、排            除すべき下水を支障なく流下させ            ができるものとすること。</p>
<p>(7) から (10) まで 略            (原状回復)</p>	<p>(7) から (10) まで 略            (原状回復)</p>
<p>第24条 略            2 町長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は<u>原状</u></p>	<p>第24条 略            2 町長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は<u>現状</u></p>

<p><u>回復</u>することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。 <u>(委任)</u></p> <p>第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>町長が定める。</u></p>	<p><u>回復</u>することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。 <u>(規則への委任)</u></p> <p>第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>
--	--

(東浦町水道事業給水条例の一部改正)

- 8 東浦町水道事業給水条例（平成 10 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 37 条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）<u>第 5 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 37 条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）<u>第 4 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>
<p>2 略 (過料)</p> <p>第 40 条 <u>地方公共団体の長である町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p>	<p>2 略 (過料)</p> <p>第 40 条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p>
<p>(1) から (4) まで 略</p>	<p>(1) から (4) まで 略</p>

(東浦町の私債権の管理に関する条例の一部改正)

- 9 東浦町の私債権の管理に関する条例（平成 20 年東浦町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 債権管理者 町長及び<u>東浦町水道事</u></p>	<p>(2) 債権管理者 町長及び<u>東浦町水道事</u></p>

<p><u>業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（昭和 43 年東浦町条例第 10 号）  <u>第 4 条第 2 項</u>に規定する<u>町長</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p><u>業の設置等に関する条例</u>（昭和 43 年東浦町条例第 10 号）<u>第 3 条第 2 項</u>に規定する<u>管理者</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p>
--	--

(東浦町情報公開条例の一部改正)

- 10 東浦町情報公開条例（平成 20 年東浦町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長、<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会</u>をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>2 略</p>
<p>(東浦町個人情報保護条例の一部改正)</p>	

- 11 東浦町個人情報保護条例（平成 20 年東浦町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長、<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会</u>をいう。</p> <p>(2) から (10) まで 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>(2) から (10) まで 略</p>
<p>(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)</p>	

- 12 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長（水道事業の管理者の権限を行う町長及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長（水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）が定める。</p>

#### 提案理由

下水道事業に地方公営企業法を適用する等のため提案するものである。

議案第 49 号

指定管理者の指定について（東浦町福祉センター）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

(1) 名 称 東浦町福祉センター

(2) 位 置 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

2 指定管理者に指定する団体の名称等

(1) 名 称 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会

(2) 代表者 会長 神 谷 英 一

(3) 所在地 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

3 指定管理者の指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から 5 年間

提案理由

東浦町福祉センターの指定管理者に、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定するため提案するものである。

議案第 50 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3 2 4 1	緒川新田 241 号線	東浦町大字緒川字組田 10 番 1 東浦町大字緒川字組田 10 番 17	
6 2 3 3	藤江 233 号線	東浦町大字藤江字西之宮 22 番 21 東浦町大字藤江字西之宮 22 番 23	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。